

2. 町民との協働による地域経営

(1) 町民の意向が反映する仕組みづくり

●まちづくり基本条例の制定

「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、町民が中心となり、自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を制定します。

指標	現在値	目標値
まちづくり基本条例の制定	未制定	平成 19 年度 制定

●行政情報の共有化

分かりやすい行政情報を、可能な限りたくさん提供していくとともに、町民からの意見、提案を確実に受け止め、生かすための仕組みを整えます。

指標	現在値	目標値
町ホームページの年間接続件数 (単位：件)	72,606件	平成 22 年度 92,000件

●町民参加・参画の拡大

町民への情報提供を充実させるとともに、町民がまちづくりを協議する機会を増やし、双方向コミュニケーションを充実させて、町民主体の地域経営の基盤を整えます。

参加・参画しやすい工夫として、まちづくり基本条例検討過程等において「政策形成技術」の学習と実践を行うとともに、住民協働推進計画策定作業において「政策立案の手引書等の作成」を検討します。

(2) 町民と行政の協働の仕組みづくり

●住民協働推進計画の策定

「まち普請 志民の会(※)」からの提案内容や、各行政機関の事業に関して、本町がどのような自治を実現していくのかを、住民有志と職員が力を合わせて自治の指針を提唱します。

(※ 平成 17 年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織)

指標	現在値	目標値
住民協働推進計画の策定	未策定	平成 19 年度 策定

●NPO法人*の設立支援

町内に住む人々や、町内を活動基盤としている団体は、地域の実態に応じてきめ細かい活動を展開することができます。そういった人々や団体を、積極的に支援します。

●地域活動団体との連携によるサービス向上

町民、ボランティア団体、NPO法人*等が、それぞれの持ち味を生かし、行政との役割分担を適切に調整し、相互に協力し合う協働経営の仕組みを築きます。

●協働支援の充実

職員による協働推進プロジェクトチームをつくり、各所属が連携して事務事業を見直し、協働分野の拡大を図ります。

●地域担当制度の活用

行政区ごとに担当職員を配置し、地域住民と職員との連携・協力により地域活動の充実を図ります。